

第50回衆議院議員総選挙啓発推進事業要綱

第1 趣旨

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙については、選挙が明るく公正に行われ、全ての有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加するよう推進し、国及び市区町村等との連携の下、各種啓発事業を実施するものとする。

第2 重点事項

1 明るい選挙の推進

選挙制度を正しく周知するとともに、買収・供応、選挙の自由妨害等の不正な選挙違反を排除し、全ての有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、全ての有権者の意思が正しく国政に反映されるよう、明るく公正な選挙を推進する。

2 投票参加の呼びかけ

各種広報媒体による選挙情報等の周知や投票の呼びかけ等の啓発事業を実施し、今回の選挙が今後の国政を方向づける極めて重要な意義を有するものであること及び投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことのできないものであることを、広く周知徹底することにより、投票率が低い若年層を含めた幅広い世代の有権者の関心を喚起し、投票参加を呼びかける。

第3 啓発事業の進め方

1 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、この要綱に基づき、相互の密接な連携と協力により、啓発事業を実施する。

2 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙推進岡山県連合会及び市区町村の明るい選挙推進協議会に協力を求め、相互の連携により、啓発事業を実施する。

第4 実施事業

別紙「第50回衆議院議員総選挙啓発推進事業実施計画」により、啓発事業を実施する。

第50回衆議院議員総選挙啓発推進事業実施計画

【10月15日公示、10月27日投票】

事業名	事業内容	実施時期(予定)※
1 ポスターによる啓発	啓発ポスターの配布、掲示	期間中
2 チラシによる啓発	啓発チラシの配布	期間中
3 鉄道・バスの車内広告	鉄道、路線バスの車内に広告を掲出	期間中
4 新聞広告	新聞広告を活用した投票日等の周知	10月27日
5 テレビCM	テレビ、ケーブルテレビでスポットCMを放送	10月15日～27日
6 イオンモール岡山 haremachiTV 広告	イオンモール岡山のデジタルサイネージで動画広告を放送	10月15日～27日
7 シティスケープ®	広告パネル付きバス停に広告を掲出	10月15日～27日
8 WEB広告	WEB広告を活用した投票日等の周知	10月15日～27日
9 特設WEBサイト	特設WEBサイトを開設し、啓発動画等を配信	10月15日～27日
10 コンビニレジ画面広告	コンビニレジ画面広告を活用した投票日等の周知	10月15日～27日
11 映画館広告（スクリーン広告）	イオンシネマ岡山で動画広告を放送	10月15日～24日
12 県内イベント等でのブース出展	県内イベント等でのブース出展による投票日等の周知	期間中
13 広報車による巡回	広報車の巡回による投票日等の周知	10月16日～27日
14 街頭啓発	岡山駅周辺等での街頭啓発による投票日等の周知	期間中
15 若者選挙サポーターによる啓発	若者選挙サポーターを活用した投票日等の周知	期間中
16 啓発資材の作成、配布	街頭啓発等でポケットティッシュ等を配布 各分局（県民局）等へのぼり、たすき、車体用啓発パネル等を配布	期間中
17 懸垂幕の掲出	県庁舎、デパート等で懸垂幕の掲出	10月15日～27日
18 店内放送による啓発	デパート等の店内放送による投票日等の周知	10月中旬～27日
19 県広報媒体による啓発	県広報媒体（SNS、HP等）による啓発	期間中
20 選挙公報	選挙公報による啓発	10月中旬印刷
21 選挙公報のHP掲載	選挙公報の県選管HPへの掲載	10月中旬～27日
22 点字お知らせ版による啓発	点字版のお知らせを作成し、視覚障害者に配布	期間中
23 分局による啓発	各分局（県民局）による啓発	期間中
24 市区町村選管による啓発	広報車、広報紙、有線放送等による啓発	期間中

※実施時期は予定であり、今後変更することがあります。

統一標語 『この一票 私にできる 国づくり』

（参考）国が行う主な啓発事業

事業名	事業内容	実施時期
1 新聞広告	新聞への広告掲載（全国紙、地方紙）	期間中
2 ポスターによる啓発	ポスターの作成	期間中
3 SNS・インターネットによる啓発	インターネットを利用した啓発	期間中